

徳島県肝炎対策協議会設置要綱

(設置目的)

第1条 ウイルス性肝炎については、早期発見・早期治療が重要であり、肝炎に係る検査・診療体制等の肝炎対策を総合的に推進するため、「徳島県肝炎対策協議会」(以下「協議会」という。)を設置する。

(所掌事項)

第2条 協議会は、次に掲げる事項を協議・検討する。

- (1) 県肝炎対策計画(指針)の策定又は変更に関する事
- (2) 肝炎検査に関する事
- (3) インターフェロン等治療費助成に関する事
- (4) 肝疾患診療連携拠点病院及び肝疾患専門医療機関等の選定に関する事
- (5) 肝炎の診療体制に関する事
- (6) 普及啓発に関する事
- (7) 前号に掲げるもののほか、徳島県における肝炎対策に関し必要と認める事項

(組織)

第3条 協議会は委員12名以内で組織する。

- 2 協議会に、インターフェロン等治療費助成対象者の認定に関する意見を求めるため、専門委員を置くことができる。
- 3 協議会に委員長1名及び副委員長1名を置き、委員長は、委員の互選によって定め、副委員長は、委員長が指名する。
- 4 委員長は会務を総括する。
- 5 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(委員及び専門委員)

第4条 委員及び専門委員は、次の各号に掲げる者のうちから知事が委嘱する委員で構成する。

- (1) 医療関係者
 - (2) 第2条に規定する事項について学識経験のある者
 - (3) 関係行政機関の職員
 - (4) 肝炎ウイルスの感染者及び肝炎患者並びにそれらの家族又は遺族等
- 2 前項各号に掲げる委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けたときは、これを補充することができる。この場合の任期は、その前任者の残任期間とする。
 - 3 前項の委員は、再任されることができる。

(会議)

第5条 協議会の会議(以下「会議」という。)は、委員長が招集する。ただし、初回の会議は、知事が招集する。

- 2 会議は、委員の半数以上の出席がなければ、開くことができない。
- 3 議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

4 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させて、意見を聴取し、説明等を行わせることができる。

(守秘義務)

第6条 委員は、その職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

(事務局)

第7条 協議会の総務は、保健福祉部感染症対策課において処理する。

(雑則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に必要な事項は委員長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成20年3月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年12月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年5月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。